

厚生労働大臣免許の再交付申請における必要書類チェック表

●再交付申請を受付けている厚生労働大臣免許

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、衛生検査技師

≪医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、衛生検査技師≫

◎必要書類（再交付）

チェック	必要書類名	備考
	収入印紙 3,100 円	尾道市では、申請窓口にて収入印紙の購入はできません。 申請前に、郵便局等で購入して持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	調査及び意見書	窓口で記入していただきます。 免許の登録番号、登録年月日、免許申請時の本籍・住所、これまでの再交付申請や籍訂正申請の有無等をお聞きします。わかる範囲で事前に情報を整理しておいてください。
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	発行日から 6 か月以内のもの ※住民票の場合、本籍地記載あり、個人番号を省略したものがが必要です。 ※籍訂正・書換申請と同時の場合、再交付申請における住民票の写しまたは戸籍抄（謄）本の提出は省略できます 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他の身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	公的身分証明書	顔写真つきのもの 例：運転免許証、マイナンバーカード

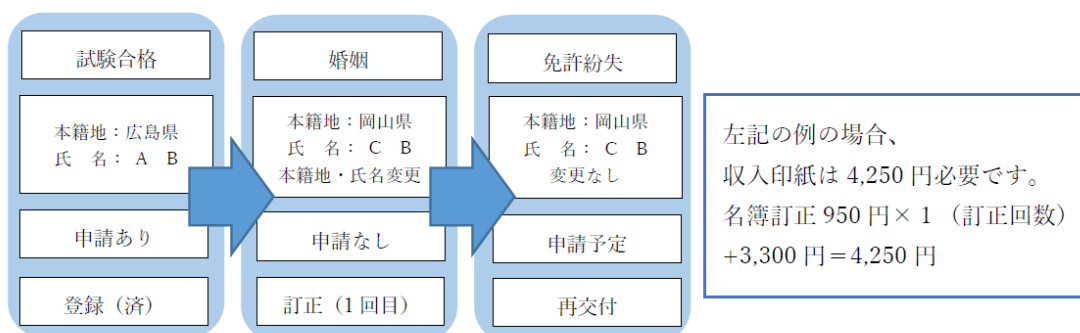
《管理栄養士》

◎必要書類（再交付）

チェック	必要書類名	備考
	収入印紙 3,300 円	尾道市では、申請窓口にて収入印紙の購入はできません。 申請前に、郵便局等で購入して持ってきてください。 ※名簿訂正と再交付を同時申請する場合や書換と再交付を同時申請する場合は必要な収入印紙の金額が異なります。表下の例を参考にしてください。不明な点は <u>収入印紙購入前</u> にご相談ください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	公的身分証明書	顔写真つきのもの 例：運転免許証、マイナンバーカード

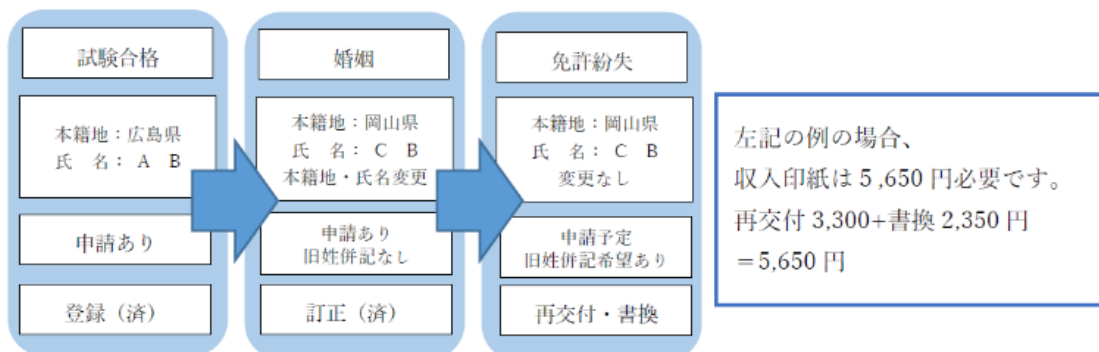
※名簿訂正と再交付を同時申請する場合、950 円×訂正回数+再交付 3,300 円必要です。

例：管理栄養士免許を新規登録後、婚姻により氏名・本籍地を変更したが、管理栄養士免許の名簿訂正・書換申請はしておらず、管理栄養士免許証を紛失したため再交付の申請をする場合



※書換と再交付を同時申請する場合、書換 2,350 円+再交付 3,300 円必要です。

例：管理栄養士免許を新規登録後、婚姻により本籍地・氏名を変更したため管理栄養士免許の名簿訂正・書換申請をしたが旧姓併記をしなかった。その後、管理栄養士免許証を紛失したため再交付申請と新たに旧姓併記（婚姻後から本籍地・氏名変更なし）を希望する場合などが適用になります。



《薬剤師》

◎必要書類（再交付）

チェック	必要書類名	備考
	収入印紙 2,750 円	尾道市では、申請窓口にて収入印紙の購入はできません。 申請前に、郵便局等で購入して持ってきてください。
	申請書	用紙は窓口にあるため、窓口で記入していただくこともできます。
	住民票の写し または 戸籍抄（謄）本	発行日翌日から 6 か月以内のもの ※住民票の写しの場合、本籍地記載あり、個人番号を省略したものが 必要です。 ※籍訂正・書換申請と同時の場合、再交付申請における住民票または戸 籍抄（謄）本の提出は省略できます 【日本国籍を有しない場合】 ・短期在留者は、旅券その他の身分を証する書類の写し ※窓口にて原本照合を行うため原本も持ってきてください。 ・中長期在留者及び特別永住者は、住民票の写し（発行日から 6 か月以 内のもので国籍の記載があり、個人番号を省略したもの）が必要です。
	意見書	亡失、毀損等の事実確認を行います。